

## 第27回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成28年5月24日（金）午後1時30分から午後4時まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 地裁委員会委員

井上久朗，大須賀滋，大平哲也，小森正悟，鈴木芳胤，滝智秀，野澤多佳子，正木秀明，山川隆司（五十音順，敬称略）

#### (2) 地裁委員会事務担当者

事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 新委員の紹介

（新委員）大須賀滋委員，加藤和宏委員，金森正親委員，鈴木芳胤委員，正木秀明委員

#### (2) 委員長選任

委員会は，地方裁判所委員会規則第6条1項に基づき，大須賀滋委員を委員長に選任した。

#### (3) 委員長あいさつ

#### (4) 「民事調停制度の広報について」の説明及び意見交換

総務課長及び総務課庶務係長から民事調停制度の説明等を行った後，質疑応答を行った。引き続き実施された意見交換の概要は，別紙のとおり。

#### (5) 次回期日

平成28年10月25日（火）午後1時30分から

#### (6) 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

## 意見交換の要旨

(委員長)

委員が所属する団体のADRなどを御紹介いただき、併せて、その広報の方法などについても御紹介いただきたい。また、民事調停制度の広報について、御意見があれば伺いたい。

(A委員)

医療関係に関しては、医師賠償保険というものがある。医療安全委員会で有責という判断がされれば、保険会社からお金が支払われるという仕組みであり、簡易でスピーディーに行われているため、この制度で解決が図られ、裁判や調停などまで行かないものが多いと思う。

民事調停制度は、安くて強制力があるというところを含めて広報しないといけないと思うが、一方、裁判や調停以外の解決方法もあるということが現実だと思う。

(B委員)

国民生活センター紛争解決委員会のADRは、個人が直接申し込むことはできず、県民生活相談センターなどの相談窓口から繋ぐことになるが、無償の制度である。和解と仲裁があるが、仲裁合意は、その後に裁判を行うことができないというものである。

県民生活相談センターでは、事案に応じた各種手続を紹介しており、民事調停制度を紹介することもある。相談の現場では、相談員も岐阜弁を使うなどして、より相談者が相談員を身近に感じることができるような雰囲気を作っていることもあり、相談者の中には、相談員に話をして落ち着く人が多く、ADRの紹介まで行かないことが多い。また、ADRを紹介しても実際にADRを利用される方は、非常に少ない。

県内には色々な相談機関が多くあり、その相談機関の相談員に民事調

停制度をPRするのも有効な方法だと思われる。民事調停制度というシステムがあるということ色々な相談機関の相談員にPRし、その相談員の引き出しが増えることで制度が浸透していくという地道な活動が必要だと思う。

(C 委員)

裁判所は「重い」というイメージがあり、気軽に相談しようかという気持ちにはならないのではないか。話し合いは非常に日本人的で良い制度だと思うが、「民事調停」という用語に対しても非常に重苦しいイメージがある。マスメディアを通じて広報をするのが効果的だと思うが、裁判所のイメージが軽くなりすぎても良くないと思う。

パンフレットに、最寄りの裁判所の連絡先を記載しておく、困ったときに連絡しようとなる。

(D 委員)

裁判所が取り扱う民事調停事件の事件数が減少していることは、90年の歴史の中で解決手段の選択肢が増えてきた結果だと思われ、裁判所の広報が悪いとは思わない。

ただ、市民が直ちに民事調停を利用しようとするのは少なく、市町村などの相談窓口で弁護士などに相談した結果、この制度を利用しようと決める場合が多いことを考えると、そのような窓口へのPRなどの地道な広報が必要だと思う。また、ウェブサイトのトップページに民事調停についての入り口があるといい。

(E 委員)

民事調停制度の特徴についての説明を聞いても、やはり自分であれば、弁護士に相談した上でなければ調停制度を利用しないだろうと思う。それは、裁判所に持ち込む問題というのが、自分にとっては重要な問題であり、何らかの決定などがなされた場合には、決定に従わないといけな

いということまでを考えると、申立てが簡単であったとしても、最初は、裁判所ではなく、弁護士のところに行くのではないか。

(F 委員)

弁護士のところには、行政機関を始め、色々な方から相談が寄せられるが、調停の紛争解決機能はかなり優れていると思っているので、事案によるものの、調停での解決を助言することが多い。ただ、相談者の多くが調停という制度又は調停と訴訟の違いを知らないし、裁判所に呼ばれたということは、警察に呼ばれたという感覚に近いものを感じる人も多いのではないかと思われる。よって、民事調停を直接利用しようと思っている一般市民は少ないと思うので、相談先から繋いでいくことが重要である。

そこで、コンシェルジュのような総合案内を裁判所に作り、そこから民事調停制度に繋いでいくことや市民が多く訪れる市役所などに出張窓口を置くことなども考えられる。弁護士会では全国共通のフリーダイヤルがあり、そこに架けると、最寄りの弁護士会に相談できる仕組みがある。これらのことが可能かどうかは分からないが、そのような方法で広報するのも一つだと思う。

(G 委員)

各都道府県に設置された中小企業振興機関には、「下請かけこみ寺」という制度がある。国の委託事業であるが、中小企業の相談に応じたり、ADRによって迅速に解決を図るための制度である。相談員が一人常駐しており、昨年度の相談実績は、60件あった。案件によっては、弁護士を紹介する際に、相談員が同行することもある。一方、ADRは本部にあるので、岐阜では、本部へ繋ぐ窓口としての対応をしている。昨年度のADRの実績は、岐阜県では1件、全国でも二十数件であり、実績数は多くはない。その原因は、ADRを行うために必要な相手の同意を

取ることや今後の取引への影響などと聞いている。

広報活動としては、パンフレット、講習会、マスメディアなどに加え、ホームページや月2回発行しているメールマガジンでも必ず案内をしている。

広報活動の成果は定量的に図りにくいものであり、地道にやっていく必要がある。そのためにも、民事調停制度を利用された方が、民事調停制度をどのようにして知ったかを把握し、ターゲットを絞った広報が効果的だと思う。

以 上